

ミツヒロニュース



11月となり、年末調整の準備を始める時期となりました。

今年は12月1日に法改正が施行され、基礎控除が所得により変動するほか、扶養控除に「特定親族控除」が新設されるなど、手続きが複雑になります。

また、パート収入が年間123万円以下であれば配偶者控除の対象となりますが、社会保険の加入義務や住民税の負担が生じる場合もあります。

所得税がかからなくても手取りが減る可能性があるため、年間の収入見込みを踏まえた働き方をご検討ください。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇いわゆる「スポットワーク」の留意事項等
- ◇【新設】フリーレント契約の税務処理について
- ◇社会保険加入対象の拡大
- ◇年末調整のお知らせ
- ◇あとがき「値上げの秋」



いわゆる「スポットワーク」の留意事項等

雇用仲介を行う事業者が提供する雇用仲介アプリを利用して、短時間・単発の就労を内容とする雇用契約のもとで働く「スポットワーク」は最近利用者が急増しており、厚生労働省は労務管理上の注意点等を取りまとめ公表しています。

1. 労働契約締結時における注意点

① 誰と誰が労働契約を締結するのかを確認しましょう

スポットワークは、事業主とスポットワーカーが直接労働契約を締結することとなり、労働基準法等を守る義務は事業主に生じます。就業開始前に労働条件を明示することなどが必要となります。

② 労働契約の成立時期を確認しましょう

面接等を経ることなく先着順で就労が決定する求人では、別途特段の合意がなければ事業主が掲載した求人にスポットワーカーが応募した時点で労使双方の合意があったとして労働契約が成立すると考えられます。

2. 休業させる場合の注意点

労働契約成立後に事業主の都合で丸1日の休業または仕事の早上がりをさせることになった場合は、労働基準法第26条「使用者の責に帰すべき事由による休業」となるので、休業手当を支払う必要があります。

3. 賃金・労働時間に関する注意点

実際の労働時間に対する賃金を労働条件通知書に記載された所定支払日までに支払わなければ労働基準法違反となります。特に以下に注意しましょう。

- ① 業務に必要な準備行為等も労働時間です
- ② 一方的な賃金の減額は違法です

(次頁へつづく)

4. その他の注意

- ①通勤途中または仕事中にケガをした場合は労災保険給付を受けることができます
- ②労働災害防止対策も事業主の義務です
- ③ハラスメント対策も事業主の義務です

5. 税務事務の取扱い（スポットワーカー等のケース）

①給与支払い時の源泉徴収

- ・ 丙欄を適用（扶養控除等申告書未提出者）
- ・ 1日9,300円以上の支払時に源泉所得税を差し引く（令和7年度税額表）

②給与支払報告書の提出

- ・ 原則：全労働者分を市区町村に提出
- ・ 特例：退職者で年間支払額30万円以下は提出省略可
※ ただし、多くの自治体では任意提出を要請しているため、注意が必要

6. スポットワーカーの源泉徴収票に関する注意点

①年50万円以下は提出不要

→ アプリごとではなく、1人あたりの年間支払総額で判定。

②スポットワークの契約形態は「日雇い型」＝丙欄適用者

→ アプリは仲介、企業とスポットワーカーが毎回雇用契約。

③提出不要の条件

→ 扶養控除申告書なし（＝丙欄適用者）かつ年50万円以下なら、税務署提出不要。

④提出漏れ注意！

→ 50万円超えたら必ず提出。企業側で支払管理が必要。

7. 社会保険(健康保険・年金保険)の取り扱い

本業で給与所得のある方なら、本業の勤務先で健康保険・厚生年金保険に加入されていることでしょう。

副業のスポットワークで週20時間以上働き、かつ月給が8.8万円以上というような場合でなければ、副業先での健康保険・厚生年金保険の加入は必要ありません。

なお、本業が個人事業主ならば国民健康保険、国民年金に加入されていると思われます。

8. 労働保険(労災保険・雇用保険)の取り扱い

労働保険は、以下のような取り扱いとなります。

①労働者災害補償保険(労災保険)

スポットワーカーは雇用されている労働者です。短時間の勤務でも労災保険は自動的に適用されます。業務によりケガをした、通勤時にケガをした、といった場合に労災保険が適用されます。健康保険と異なり、医療費は全額補償され、働けないときの休業補償などもあります。

②雇用保険

雇用保険の適用要件は次の通りですので、スポットワーカーとして該当することは少ないと思われます。

- ・ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ・ 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること(短期契約を繰り返す場合を含む)

【新設】フリーレント契約の税務処理について

2025 年（令和 7 年）度の税制改正により、フリーレント契約に係る法人税の基本通達が新設され、**2025 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度**から適用されます。これにより、これまで実務上の判断に委ねられていた損金算入のルールが明確化されました。

1. 本通達の対象となるフリーレント契約

新しい通達が対象とする契約は、まず「**中途解約ができない契約**」に限られます。具体的には、**契約期間の途中で解約が禁止**されていたり、**解約時に残存期間の賃料のほぼ全額を支払う義務**があったりする契約が該当します。その中で、**賃貸借期間のうち賃料の支払がない、または通常に比べて少額である期間（無償等賃借期間）**が定められた賃貸借取引に関する契約が対象となります。

2. 対象外となる契約

上記を満たす契約であっても、さらに、以下のような「**課税上の弊害がある**」と判断される契約は、本通達の適用対象から除外されます。（下記方法②が使えない）

- ・フリーレント期間がない場合の通常賃料総額と、実際の支払賃料総額との差額が、実際の支払賃料総額のおおむね 2 割を超える場合。（フリーレントによる割引が過大）
- ・フリーレント期間が **4 ヶ月を超え**、かつ、いずれかの事業年度において、その事業年度内の賃借期間のおおむね 5 割を超える期間が実質的に無償となる場合。（**長いフリーレント期間を、1 つの事業年度に集中させてしまう場合**）

3. 選択可能な 2 つの損金算入方法

フリーレント契約を結んだ借手企業は、以下のいずれかの方法を選択できます。

賃料総額：1,200（各月 120）

賃借期間：X 年 1 月～12 月

①支払日の属する事業年度に損金算入する方法

損金	0	0	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	1,200
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計



フリーレント期間

②総支払賃料を賃借期間に按分する方法

損金	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,200
	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計



フリーレント期間

実際に家賃を支払い始めた月から損金算入する方法です。お金の動きと処理が一致するため、**シンプルで分かりやすい方法**です。

家賃総額を契約期間全体（**無料期間も含む**）で均等に割り、毎月の損金として処理する方法です。これにより、創業期や新規事業立ち上げ時の**損益をより正確に把握できる**というメリットがあります。

4. 結局どちらを選ぶべきか

経理の簡便性（方法①）と、期間損益の適正化（方法②）のどちらを重視するか、自社の方針を決定する必要があります。また、契約が決算月をまたぐような場合は、どちらを選ぶかでその期の利益が大きく変わることもあります。今後フリーレント契約を締結する際は、賃借期間と賃料総額を正確に把握し、適用する処理方法を事前に検討する必要がありますので、今まで以上に契約書をしっかりと確認することが重要となってきます。

社会保険加入対象の拡大

1. 年金制度改正法可決・成立

年金制度改正案が6月13日に国会で通ったことで厚生年金保険・健康保険の適用拡大が決定しました。この改正によりパート・アルバイトなどの社会保険加入対象の範囲がさらに拡大されます。今後の具体的な内容を見てみます。

2. 企業規模要件の縮小・撤廃

現在、社会保険加入の企業規模要件は、従業員数51人以上の企業に勤務している週の所定労働時間が20時間以上の短時間労働者です。2027年（令和9年）10月以降は企業規模を段階的に縮小し、2035年（令和17年）10月には完全撤廃になります。

3. 賃金要件の撤廃

「年収106万円の壁」として意識されていた、月額8.8万円（年収106万円）の要件も撤廃となります。撤廃の時期は、改正法の公布から3年以内の政令で定める日とされていますが、最低賃金1,016円以上の地域で週20時間以上働くと年額換算で約106万円となります。よって全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて判断されます。

4. 個人事務所の適用対象拡大

現在5人以上の従業員を使用している法定17業種（弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う士業等）の個人事業所が社会保険加入対象になっています。今回の改正では、法定17業種に限らず常時5人以上の従業員を使用する全業種の事業所が適用対象となります。ただし施行時点の2029年（令和11年）10月に既にある事業所は当分の間対象外です。

5. 支援策は？

この改正で加入拡大の対象となる短時間労働者を支援するため、3年間、特例的、時限的に保険料負担を軽減する措置が実施されます。対象となるのは従業員数50人以下の企業などで働き、企業規模要件の見直しなどにより新たに社会保険の加入対象となる、標準報酬月額が12.6万円以下の短時間労働者です。

また、正社員化や労働時間の延長や賃金アップに取り組むことで支給される助成金もあります。

参考文献： ■税務通信 ■厚生労働省 ■会計事務所経営支援塾 ■ゆりかご倶楽部

11月 年末調整のお知らせ

年末調整の計算は12月に行いますが、早めに準備に取りかかっていると、年末に慌てることがないでしょう。今月には税務署から書類等が送付されますので、年末調整の対象となる人には各種書類を配布し、必要書類の準備や記入、提出を行ってもらい、年末に慌てることの無いよう早めに準備に取りかかりましょう。

あとかき 和田です。値上げの実感がいいよわいてきました。基本的に自分のお金には無頓着なので、値上げのニュースを聞いても、実際に値上げされていても、そんなもんかぐらいにしか思っていなかったのですが、お茶の値段が上がると聞いて驚いています。小さなころから「ちゃちゃ」と言って、お茶をねだったり、飲食店で母親に出されたお茶を自分の水と交換するように促したりするぐらいに昔からお茶が好きですし、現在でも、真夏以外は結構な量のお茶を飲んでいる気がします。値段が上がったところで、飲むのを控えたりする気はさらさらないので、とりあえずお茶が返礼品のふるさと納税をしたので、お茶が届くのを楽しみに待ちたいと思います。



【発行】株式会社オフィスミツヒロ 代表取締役 光廣 昌史

税理士法人光パートナーズ 社員税理士 光廣昌史 / 社員税理士 中山昌実

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号 Tel 082-294-5000

Fax 082-294-5007 URL <https://www.office-m.co.jp/>

